**申立書（専任の宅地建物取引士の専任性）**

宮崎県知事　殿

　　 　　 　　 　　　　　　　　　　 　　　　　（「商号又は名称」及び「事務所の名称」）の専任の宅地建物取引士　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、宅地建物取引業のほかに、当該事務所において　　　　　　　　　　　　　　の業務を行っていますが、以下の理由により、専任性に問題がない旨申し立てます。

○　専任性に問題がない理由

　　　　　年月日

　　　　　　　　　　　免許証番号　　　（ 　 ）　　　　　　号

商号又は名称

　　　　　　　　　　　主たる事務所の

　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　氏名